

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年2月7日

横浜市契約事務受任者
横浜市みどり環境局長 鈴木貴晶

1 契約の概要

瀬上市民の森で倒木と土砂崩れが発生し、近接する散策路・公道に向け幹・枝が倒れかかって今後の降雨や強風等により斜面の崩落や倒木のずり落ち、落石が懸念される危険な状態であったため、斜面上の倒木撤去と土塊撤去、更なる斜面土壌の崩壊を防ぐための養生シートの設置を行いました。

2 履行(納品)場所

栄区上郷町栄区875番7番 ほか

3 契約日

令和6年7月5日

4 履行日又は履行期間

令和6年7月5日～令和7年1月31日

5 契約金額

¥9,720,370-

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社 春峰園

代表取締役 相澤 保

横浜市金沢区釜利谷東8-3-20

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

瀬上市民の森の斜面において、5月13日の大雨・強風(大雨注意報・強風注意報発表)により、倒木と土砂崩れが発生しました。また、上記発生場所から30m南側の斜面で、6月30日の強風(強風注意報発表)により、新たに倒木が発生しました。

両者とも、近接する散策路・公道に向け幹・枝が倒れかかっているため、今後の降雨や強風等により斜面の崩落や倒木のずり落ち、落石が懸念される危険な状態であったため、今回、斜面上の倒木撤去と土塊撤去、更なる斜面土壌の崩壊を防ぐための養生シートの設置を緊急で行う必要があると判断しました。

8 契約の相手方の選定理由

樹林地で今回の現場状況と同様の斜面上の樹木伐採処理等を行った実績があり、近隣に施工中の現場もあり、斜面上の倒木の撤去に用いる資機材や斜面の安全確保の施工能力を有していることから選定しました。

9 所管課

みどり環境局南部公園緑地事務所